

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2988号)

令和5年3月23日

横情審答申第2988号

令和5年3月23日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和2年10月14日戸地振第680号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「吉田矢部地区連合会に係る平成30年度戸塚区地区連合町内会役員現況届」
の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「吉田矢部地区連合会に係る平成30年度戸塚区地区連合町内会役員現況届」を一部開示とした決定のうち、吉田矢部地区連合会長以外の役員の氏名並びに吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会の会長の住所を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年9月8日付で行った「吉田矢部地区連合会に係る平成30年度戸塚区地区連合町内会役員現況届」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、吉田矢部地区連合会長（以下「連合会長」という。）以外の役員の氏名並びに吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会の会長（以下「吉田町内会長等」という。）の住所を非開示にした決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 連合会長の住所及び電話番号並びに連合会長以外の役員の氏名、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しないため非開示とした。
- (2) 吉田矢部地区連合会に加盟している自治会町内会のうち、吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会は、認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。）であるため、その代表者の氏名及び住所は、地方自治法第260条の2第10項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号ホの規定により告示されているが、吉田矢部地区連合会は認可地縁団体ではないため、連合会長の氏名及び住所は、告示の対象ではない。

- (3) 連合会長を含む戸塚区内の自治会町内会の代表者の氏名は、戸塚区総務部地域振興課（以下「地域振興課」という。）において、「戸塚区自治会町内会名簿」にとりまとめて閲覧に供しているため、連合会長の氏名は条例第7条第2項第2号ただし書アに該当し開示したが、連合会長の住所及び電話番号並びに連合会長以外の役員の名、住所及び電話番号は同号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (4) 審査請求人は、審査請求書において、「吉田矢部地区だより・・・に見るとおり、吉田矢部地区連合会の執行役員の名は全て実名で紹介していることから、慣行として公にされている情報・・・に該当する」旨主張するが、審査請求書に添付されている「吉田矢部地区だより」は、横浜市が発行し、及び公にしているものではなく、吉田矢部地区連合会が独自に会員向けに発行している情報紙である。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取り消しを求める。
- (2) 非開示とした部分のうち、連合会長以外の役員全員の氏名及び吉田町内会長等の住所（以下「本件審査請求部分」という。）の開示を求める。
- (3) 「吉田矢部地区だより」に見るとおり、吉田矢部地区連合会の執行役員の名は、全て実名で紹介され、地域その他に周知されている。また、吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会は、認可地縁団体であって、吉田町内会長等の住所は法令等の規定により公にされている情報に該当する。
- (4) 実施機関は、連合会長の名等の取扱いについて、自治会町内会長の名等の取扱いと同じとして公にする理由は、「第三者からの問い合わせに対して公益上必要と認められる場合や自治会町内会にとって必要と認められる場合は、求めに応じて必要な情報を提供するため」と主張している。

そうであるならば、連合会長の名にとどまらず、自治会町内会長等を兼務する執行役員の名についても、各役員が分担する地区連合町内会の業務において、同様の理由で公にされるべきであるとする。

- (5) 地区連合町内会は、社会福祉協議会等の団体と連携して活動する公共的な性質を持つ団体であり、横浜市から補助金も支払われている。

そのような団体の運営には高い透明性が求められるのは当然であり、公金の支出を受けた団体が正当な活動をしているのかを確認するために情報を開示することは、条例第1条の趣旨、目的に照らし、必要不可欠な行為である。公益性の観点からも、本件審査請求部分の開示すべきである。

- (6) 吉田矢部地区連合会は、戸塚区の吉田・矢部地区内の自治会町内会等との協調の上に成り立つ組織である。したがって、吉田矢部地区連合会の役員としての活動は、組織体の構成員としての社会的活動であって、自らが自治会町内会長又は副会長の場合には当該自治会町内会の代表としての側面も有している。

この場合に、本件審査請求部分を公にしたとしても吉田矢部地区連合会の事務・事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれは考えられず、各自治会町内会長及び副会長にとって、氏名を公にしない状態では当該地域の住民福祉の向上という本来の目的の達成に少なからず支障を及ぼすと考えられる。

なお、本件審査請求文書は、実施機関が公にしないとの条件で吉田矢部地区連合会に提供されたものではないことは、実施機関の規程を見れば明らかである。

- (7) 法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報及びそれに関連する情報については、個人に関する情報ではなく、法人等に関する情報として開示又は非開示の判断をすべきではないかと考える。

5 審査会の判断

- (1) 戸塚区地区連合町内会役員現況届等に係る事務について

自治会町内会とは、地域住民相互の親睦を図る等のために組織された、自主的・民主的な任意団体である。各自治会町内会のうち希望するものが加盟する連合体として地区連合町内会が組織されている。

地区連合町内会は、各自治会町内会の運営等、役員相互の情報交換・意見交換の場だけでなく、各自治会町内会だけではできない運動会や防災訓練などの規模の大きい広域的な事業を実施している。

横浜市は、各地区連合町内会を通じて、地区連合町内会に加盟している自治会町内会に対し、多くの情報を提供するとともに、地域の自主的な活動を支援するための事務を行っている。

地区連合町内会に加盟する自治会町内会の中には、地方自治法第260条の2第7項の認可地縁団体が含まれている。認可地縁団体の代表者の氏名及び住所は、同条第10項及び地方自治法施行規則第19条第1項第1号ホの規定により、告示すること

となっており、また、地方自治法第260条の2第12項及び地方自治法施行規則第21条の規定により、何人も告示した事項に関する証明書の交付を請求できることとなっている。

戸塚区地区連合町内会役員現況届は、横浜市が、毎年度、戸塚区内の各地区連合町内会の名称、役員の任期、役職名、氏名、住所、電話番号及び加入世帯数を確認するため、戸塚区が各地区連合町内会に対し提出を依頼しているもので、その提出先は地域振興課となっている。

地域振興課は、第三者からの問い合わせに対して公益上必要と認められる場合や自治会町内会にとって必要と認められる場合に、求めに応じ必要な情報を提供することを前提に、戸塚区内の各地区連合町内会に対して戸塚区地区連合町内会役員現況届の提出を依頼している。また、戸塚区地区連合町内会役員現況届により届出のあった情報のうち、地区連合町内会の名称、代表者の氏名及び加入世帯数の情報は、地域振興課において戸塚区自治会町内会名簿にとりまとめて閲覧に供している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、吉田矢部地区連合会に係る平成30年度戸塚区連合町内会役員現況届である。

実施機関は、本件処分により、本件審査請求文書のうち、連合会長の住所及び電話番号並びに連合会長以外の役員の氏名、住所及び電話番号を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

本件審査請求において、審査請求人は、実施機関が非開示とした情報のうち、本件審査請求部分の開示を求めているため、当審査会では、本件審査請求部分について判断することとする。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」については、開示しないことができることを規定している。もっとも、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報で

あるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件審査請求部分は、連合会長以外の役員の氏名及び吉田町内会長等が吉田矢部地区連合会の役員に含まれている場合における吉田町内会長等の住所であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。

ウ 審査請求人は、「吉田矢部地区だより」に見るとおり、吉田矢部地区連合会の執行役員の氏名は地域その他に周知されており、吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会は、認可地縁団体であって、吉田町内会長等の住所は法令等の規定により公にされている情報に該当する旨主張している。

エ 吉田矢部地区連合会は、各自治会町内会のうち希望するものが加盟する連合体という地区連合町内会の性質から、認可地縁団体でないことは明らかである。

審査請求人は、吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会は、認可地縁団体である旨主張するため、当審査会において、戸塚区認可地縁団体一覧を確認したところ、吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会が掲載されており、その認可年月日は、吉田町内会については平成14年8月26日、吉田元町町内会については平成8年12月18日、矢部町内会については平成18年7月14日となっていた。

また、実施機関は、地域振興課において戸塚区自治会町内会名簿を閲覧に供していると説明していることから、当審査会において、戸塚区自治会町内会名簿（平成30年4月1日現在）を確認したところ、連合会長の氏名は掲載されていたが、連合会長の住所並びに連合会長以外の役員の氏名及び住所は掲載されていなかった。

オ 「吉田矢部地区だより」について、実施機関は、横浜市が発行し、及び公にしているものではなく、吉田矢部地区連合会が独自に会員向けに発行している情報紙である旨主張するため、当審査会が確認したところ、「吉田矢部地区だより」は、吉田矢部地区連合会ウェブサイト「吉田矢部地区連合会 Official Site」に掲載されており、吉田矢部地区連合会の執行役員の役務、氏名及び加入している自治会町内会における役職名が掲載されていた。また、吉田町内会長等が執行役員に含まれていることも確認された。実施機関が主張するように、

「吉田矢部地区だより」が会員向けに発行されているものであったとしても、吉田矢部地区連合会ウェブサイトに掲載され、何人も閲覧可能な状態になっていることから、本件審査請求部分のうち、連合会長以外の役員の氏名は、慣行として公にされている情報であるというべきであり、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。

カ また、吉田矢部地区連合会ウェブサイトに掲載されている「吉田矢部地区だより」の情報から、吉田矢部地区連合会の各執行役員が加入している自治会町内会における役職名が明らかになっている。吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会は、認可地縁団体であり、認可地縁団体の代表者の氏名及び住所は、地方自治法第260条の2第10項の規定等による告示や証明書の交付の対象となっている。そのため、本件審査請求部分のうち、吉田町内会長等の住所も、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。

キ 以上のことから、本件審査請求部分は、慣行として公にされている情報であると認められるため、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 10 月 14 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 11 月 18 日	・ 審査請求人から反論書の写しを受理
令和 2 年 11 月 19 日 (第263回第三部会) 平成 2 年 11 月 25 日 (第388回第二部会) 令和 2 年 11 月 30 日 (第343回第一部会)	・ 諮問の報告
令和 4 年 11 月 17 日 (第287回第三部会)	・ 審議
令和 4 年 12 月 15 日 (第288回第三部会)	・ 審議
令和 5 年 1 月 19 日 (第289回第三部会)	・ 審議
令和 5 年 2 月 16 日 (第290回第三部会)	・ 審議